

平成26年11月17日

株主の皆さまへ

奈良市橋本町16番地

株式会社南都銀行

取締役頭取 植野康夫

中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年11月14日開催の当行取締役会決議により、第127期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）中間配当金のお支払いにつきまして、下記のとおりとなりますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

当行定款第41条の規定にもとづき、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-----------------|----------------------------------------------------|
| 1. 中 間 配 当 金 | 1 株 に つ き 金 4 円
〔 普通配当 3円 〕
〔 創立80周年記念配当1円 〕 |
| 2. 効力発生日（支払開始日） | 平成26年12月5日 |

以 上

中間配当金のご送付について

第127期中間配当金計算書および第127期中間配当金領収証（口座振込ご指定の方には、配当金振込先のご確認について）は、きたる12月4日にお届出ご住所あてにご送付申しあげる予定でございます。